

上北小川原風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する 環境の保全の見地からの意見

- 1 建設機械の稼働に係る騒音について、騒音規制法に規定する特定建設作業に伴う騒音の規制基準により評価しているが、当該基準は作業場所の敷地の境界線における基準であり、当該基準により予測地点となる住居への影響を評価することは適当ではないことから、環境影響評価方法書に基づき、騒音に係る環境基準により評価を行い、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- 2 騒音及び超低周波音について、音環境を的確に把握できる期間として、騒音では春季及び秋季に各1回（1週間）調査を実施しているのに対し、超低周波音では秋季に1回（24時間）調査を実施しているが、「発電所に係る環境影響評価の手引」（平成29年 経済産業省電力安全課）によると、原則として騒音と超低周波音の調査期間は同一期間とするとされており、超低周波音の調査時期及び調査期間は不十分であると考えられることから、再調査の実施について検討し、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- 3 水の濁りについて、建設作業に関しての排水基準が水質汚濁防止法等で規制を受ける対象ではないため、評価は行わないとしているが、予測地点が公共用水域となっているため、水質汚濁に係る環境基準により評価を行い、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- 4 風車の影について、戸鎖地区13戸の住居で日影時間が参考とした海外の指針値を超えると予測されており、このうち9戸については風力発電設備と当該住居の間に樹木や建物等の遮へい物がないため、生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、風力発電設備の配置等を再検討した上で予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- 5 ニホンツキノワグマ及びニホンカモシカについて、改変区域内は主な生息場所となっていないため、改変による生息環境の減少・喪失の影響はほとんど生じないものと考えられると予測しているが、改変区域にはこれらの種の生息環境である樹林が含まれており、改変により生息環境が減少・喪失すると考えられることから、樹林環境と改変エリアを適切に重ね合わせた上で予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価書に記載すること。

- 6 コウモリ類について、ブレード・タワー等への接近・接触による影響を受ける可能性があるとして予測しているにもかかわらず、環境保全措置の検討が十分になされていないと考えられることから、複数の専門家から意見聴取した上で、適切な環境保全措置を検討し、その内容を環境影響評価書に記載すること。
- 7 対象事業実施区域周辺では、ミサゴ、ハチクマ等の希少猛禽類の営巣が確認されており、繁殖への影響が懸念されることから、地元の複数の専門家から意見聴取した上で、繁殖期における工事の実施を回避するなどの環境保全措置を検討し、その内容を環境影響評価書に記載すること。
- 8 対象事業実施区域及びその周辺では、重要な鳥類の飛翔が確認されているにもかかわらず、影響は軽微であると予測しているが、次の理由から、風力発電設備の設置及び稼働による移動経路の遮断・阻害及びブレード・タワー等への接近・接触が生じる可能性が高いと考えられることから、当該設備の配置等を再検討した上で適切に予測及び評価を行い、その結果を踏まえて渡りの時期や活動の盛んな期間に稼働調整を行うなどの環境保全措置を検討し、その内容を環境影響評価書に記載すること。
 - (1) ミサゴ、オジロワシ等の希少猛禽類について、対象事業実施区域北部及び東部の崖面で発生する上昇気流を利用して上昇し、段丘面を飛翔する個体が数多く確認されており、また、衝突確率も比較的高い結果となっている。
 - (2) ヒシクイ・ガン類及びハクチョウ類について、対象事業実施区域を通過する個体が数多く確認されている。
- 9 鳥類に係る事後調査について、希少猛禽類を対象に飛翔確認調査及び死骸調査を行うとしているが、対象事業実施区域及びその周辺では渡り鳥の飛翔が確認されていることから、渡り鳥もこれらの調査の対象に加えるとともに、複数の専門家から意見聴取した上で、適切な調査の手法を検討し、その内容を環境影響評価書に記載すること。
- 10 植物について、「改変による生育環境の減少・喪失」を環境影響要因としているが、リュウノヒゲモ、ミクリ等は水辺環境に生育する種であり、いずれも改変区域では確認されていないことから、「改変による生育環境の減少・喪失」ではなく、「濁水の流入による生育環境の悪化」による影響について予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価書に記載すること。